

# 危険な空き家の 解体費用を助成します

奄美市では、不良度・危険度・周囲への影響度が高い空き家を解体する場合、その解体費用の一部、最大で30万円助成します。

※助成金交付対象は、受付期間中に事前申し込みのあった中から、審査にて決定します。  
先着順ではありません。

## ① 助成対象空き家（以下の全ての要件に該当すること）

- 助成対象危険空き家に認定された家屋（事前の調査にて、建物の不良度・危険度・周囲への影響が高いと判断されたもの）
- 個人所有で（法人所有は対象外）固定資産税の滞納がないもの
- 公共事業等による補償の対象となっていないもの

## ② 助成対象者

- 危険空き家の所有者またはその相続人
- 所有者または相続人から委任を受けた人
- 自治会など地元の組織の代表者
- 裁判所から選任された所有者不明建物管理人等（以下の全ての要件に該当すること）
- 市税を滞納していない人
- 暴力団や暴力団員と密接な関係にない人
- 過去にこの助成金を受給したことがない人



## ③ 助成対象工事（以下の全ての要件に該当すること）

- 奄美市内の解体業者、個人事業主に発注すること（産業廃棄物管理票の写し要）
- 敷地を更地にすること（一部除却等は対象外）
- 助成金交付決定前まで着手をしないこと（契約締結後も対象外）
- 他の補助制度の補助金などを受けないこと
- 費用30万円以上の除却工事であること
- 令和7年2月末日までに完了すること（書類の提出までできるもの）

## ④ 助成金・事前調査・審査受付期間

- 助成金額：除却工事費（税込）の3分の1以内（上限30万円）
- 受付期間：令和6年4月8日～令和6年5月31日（必着）

## ⑤ その他

- 空き家の解体によって、土地の固定資産税が増える場合があります。  
固定資産税問合せ先 奄美市税務課 TEL:0997-52-1111



老朽化した空き家を所有されている方はぜひご活用ください。



【問合せ先】  
奄美市プロジェクト推進課  
〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号

奄美市 危険空き家

TEL: 0997-69-3186  
E-mail : ppp@city.amami.lg.jp

